

古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る
省令の特例に関する措置を定める命令 平成26年4月1日施行)

規制改革の内容

特例措置前

旅館業法において、宿泊施設(ホテル・旅館)の設備基準として、フロント設置が義務付けられている

特例措置

地方自治体の条例で指定した歴史的建築物について、監視カメラの設置や緊急時の対応の体制が整備されている場合は、**フロント設置を免除**

効果

- ・歴史的建築物の再生(空き家対策)
- ・内外の観光客のニーズに対応した新たな宿泊施設を提供
- ・地域資源の活用による、まちの賑わい創出

規制改革の概要

<事業の概要>

自治体の条例で指定した歴史的建築物



玄関帳場(フロント)設置義務の適用除外要件

フロントに代替する機能を有する設備



監視カメラ等

緊急時の迅速な対応のための体制



不要

フロント